

各生産者 様

岐阜県中央家畜保健衛生所長

畜産物の安全性確保のための動物用医薬品の適正使用・流通に関する指導について

このことについて、別添のとおり畜産課長から通知がありました。

つきましては、安全な畜産物の生産及び生産者としての責務を確実に実施していることを流通業者及び消費者等に理解いただくためにも、動物用医薬品使用にあたっては下記の点に注意していただくよう改めてお願いします。

なお、不明な点がある場合は、家畜保健衛生所職員又はかかりつけの獣医師にお尋ねください。

記

- 1 動物用医薬品の使用にあたっては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」に定められた用法、用量、出荷を制限する期間（休薬期間、使用禁止期間、出荷制限期間と言われます。以下、「休薬期間等」という）等を遵守すること
- 2 獣医師の指示によって使用する動物用医薬品又は医薬品（以下、動物用医薬品等）については、獣医師の指示を遵守すること。特に休薬期間等あるいは出荷してはならない旨の指示について留意すること
- 3 飼育する家畜に動物用医薬品等を使用した場合は、次の記録を帳簿として残すように努めること
 - ① 動物用医薬品等の名称
 - ② 動物用医薬品等の用法及び用量
 - ③ 使用年月日
 - ④ 使用した場所
 - ⑤ 動物用医薬品等を使用した動物使用対象動物の種類、頭羽数、特徴及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、又は出荷することができる年月日（投与した動物が区分できるように記載する）
 - ⑥ ①～⑤のほか、特に獣医師が指示する事項

【連絡先】

担当係：保健衛生第一係

担当者：田中、岩平

電話：0584-73-1111（内線 317, 319）

中央家保第 90 号
平成 27 年 6 月 16 日

ぎふ農業協同組合長
西美濃農業協同組合長
いび川農業協同組合長
関係家畜診療所長
動物用医薬品店舗販売業者

} 様

岐阜県中央家畜保健衛生所長

畜産物の安全性確保のための動物用医薬品の適正使用・流通に関する指導について

このことについて、別添のとおり畜産課長から通知がありましたので御承知願います。

これまでも、関係者の御協力を賜りながら畜産物の安全性の確保に努めてきたところですが、今般、出荷された肥育牛の腎臓から動物用医薬品の検出事案がありました。調査により、当該農場において不適正な動物用医薬品の使用は確認されませんでした。動物用医薬品の使用の記録の重要性が再認識されたことから、改めて別添のとおり各生産者に通知しましたので、引き続き安全な畜産物の生産のための指導をお願いします。

また、動物用医薬品店舗販売者におかれましては、適正な動物用医薬品の流通販売について引き続き留意いただくようお願いします。

【連絡先】

担当係：保健衛生第一係

担当者：田中、岩平

電 話：0584-73-1111 (内線 317, 319)



畜第437号
平成27年6月16日

各農林事務所長
（農業振興課）
各家畜保健衛生所長 } 様

畜産課長

畜産物の安全性確保のための動物用医薬品の適正使用・流通に関する指導
について

今般、県内で生産・出荷された肥育牛の腎臓から基準値以上の抗生物質（カナマイシン）が検出される事案が発生しましたが、生産農場の立入検査の結果、動物用医薬品の不適正な使用は確認されず、その後の筋肉での残留検査の結果からは、抗生物質は検出されませんでした。

この事案を踏まえて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」により定められた、用法・用量、休薬期間等の遵守及び使用記録簿等の適正な作成と保管の重要性が改めて確認されたところです。

そこで、これを契機に、改めて安全・安心な畜産物の生産を維持するため、家畜保健衛生所においては、下記事項に留意して、生産者に対しては別添リーフレットにより指導するとともに、診療獣医師及び動物用医薬品販売業者等に対しては引き続き指導の徹底をお願いします。

なお、関係機関、団体等には別添のとおり通知していますことを申し添えます。

記

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等各種法令の周知
- ・ 生産農場における動物用医薬品、飼料添加物の使用状況の把握
- ・ 生産者に対し動物用医薬品等の適正な使用方法の徹底指導
- ・ 診療獣医師に対し指示書、処方せんの適正な交付指導
- ・ 動物用医薬品販売業者に対し適正な販売指導、特に要指示動物用医薬品の流通に関する指導

| | |
|--------------------|----|
| 畜産課 | |
| 衛生防疫係長 | 高井 |
| 担当者 | 寺師 |
| TEL : 058-272-8447 | |
| FAX : 058-278-2694 | |



畜第437号
平成27年6月16日

一般社団法人岐阜県畜産協会長
公益社団法人岐阜県獣医師会長
一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長
岐阜県農業協同組合中央会長
全国農業協同組合連合会岐阜県本部長
岐阜県肉用牛協会長
岐阜県農業共済組合連合会長
岐阜県動物薬品器材協会長

様

岐阜県農政部畜産課長

畜産物の安全性確保のための動物用医薬品の適正使用・流通に関する指導
について

今般、県内で生産・出荷された肥育牛の腎臓から基準値以上の抗生物質（カナマイシン）が検出される事案が発生しましたが、生産農場の立入検査の結果、動物用医薬品の不適正な使用は確認されず、その後の筋肉での残留検査の結果からは、抗生物質は検出されませんでした。

この事案を踏まえて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」により定められた、用法・用量、休薬期間等の遵守及び使用記録簿等の適正な作成と保管の重要性が改めて確認されたところです。

そこで、これを契機に、改めて安全・安心な畜産物の生産を維持するため、引き続き動物用医薬品の適正使用の徹底について関係農家及び関係団体等へのご指導をお願いします。

畜産課

衛生防疫係長 高井
担当者 寺師

TEL : 058-272-8447

FAX : 058-278-2694